『ハイレベル演習　民法　解説編』(KU19146)

訂正表

2019年12月18日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P.670	［№.２９０］ １行目	誤	(法 2007)	2019/12/25
		正	(法 2007 改題)	
P.670	［№.２９０］ 記述ウ	誤	特別養子となる者は，家庭裁判所に対する縁組の請求（817 条の２）の時に６歳未満でなければならない（817 条の５本文)。ただし，６歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されてきたときは，６歳を超えても８歳未満であれば特別養子縁組が認められる（同条但書)。養子縁組における実親との法的親子関係の断絶（アの解説参照）および養親との間の心理的親子関係の形成への期待を考えると，子が幼少であることが望ましいからである（なお，但書は里親が里子を特別養子とする場合などを考慮したもの)。	2019/12/25
		正	特別養子となる者の年齢は，これまで，縁組の請求（審判の申立て）時に６歳未満（６歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた子については８歳未満）でなければならないとされていた。しかし，特別養子制度の利用を促進するため，2019（令和元）年改正により対象年齢が引き上げられた。すなわち，特別養子となる者の年齢は，①縁組の請求時に 15 歳未満，②縁組成立時に 18 歳未満でなければならない（817 条の５第１項)。ただし，15 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた場合において，15 歳に達するまでに縁組の請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときには，①の制限は適用されないが（同条２項)，養子となる者の同意が必要となる（同条３項)。	

※「掲載日」は，上掲訂正情報がＬＥＣホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/) に掲載された日付です。